

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年10月27日

【会社名】 株式会社マクニカ

【英訳名】 MACNICA, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 島 潔

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

【電話番号】 (045)470-9870 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 佐 野 繁 行

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

【電話番号】 (045)470-9870 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 佐 野 繁 行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年10月27日開催の取締役会において、当社と富士エレクトロニクス株式会社（以下「富士エレクトロニクス」という。）が共同株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により完全親会社を設立することに係る株式移転計画の作成につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

・商号	富士エレクトロニクス株式会社
・本店の所在地	東京都文京区本郷3丁目2番12号
・代表者の氏名	代表取締役社長 息栖 清
・資本金の額	4,835百万円（平成26年8月末日現在）
・純資産の額	（連結）23,353百万円（平成26年2月末日現在） （単体）22,052百万円（平成26年2月末日現在）
・総資産の額	（連結）36,454百万円（平成26年2月末日現在） （単体）32,792百万円（平成26年2月末日現在）
・事業の内容	内外半導体、集積回路、マイクロコンピューター及び関連機器、各種機構部品、A/D・D/Aコンバータ及びマイコン開発支援装置の開発・設計・国内販売と輸出入

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
売上高（百万円）	41,855	40,550	47,387
営業利益（百万円）	2,795	2,117	1,147
経常利益（百万円）	3,152	2,757	2,028
当期純利益（百万円）	1,784	1,690	1,463

（単体）

事業年度	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
売上高（百万円）	38,611	37,842	43,861
営業利益（百万円）	2,403	1,781	921
経常利益（百万円）	2,967	2,610	1,967
当期純利益（百万円）	1,740	1,786	1,446

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年8月末日現在）

・(有)ケイ・アイ・シー	17.95%
・(株)IBK	3.72%
・息栖 邦夫	3.42%
・観野 福太郎	3.41%
・ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	2.98%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成26年8月末日現在）

- ・資本関係 該当事項はありません。
- ・人的関係 該当事項はありません。
- ・取引関係 該当事項はありません。

(2) 本株式移転の目的

両社は、本株式移転により、外国製半導体及び電子部品を中心に扱う独立系半導体商社として、日本最大級の規模及び技術力を持つ企業グループとなります。

新グループにおきましては、大手から中堅・中小まで広範な顧客基盤に対して、両社の融合により外国製半導体及び電子部品を含めた様々な商材の拡大と、充実したサービスの提供により、国内においては規模の大小を問わず全ての顧客取引でトップの商社となることを目指します。具体的には、本株式移転を通じて、以下の内容となります。

取扱商品・顧客基盤の拡大による成長力の強化

本株式移転により独立系半導体商社として、取扱商品・顧客基盤とも日本最大級のグループとなり、その規模を生かした顧客サービスの充実により更なる事業の拡大を目指します。

また、半導体メーカーにとっても、顧客ニーズを的確に把握したビジネス拡大により「頼れる代理店」として、その評価を一段と高めていくことを目指します。

中堅・中小顧客に対する付加価値の高いソリューションの提供による取引の拡大

富士エレクトロニクスの強みは中堅・中小規模の顧客に幅広い取引基盤を有することです。一方、当社の強みはシステムレベルの技術提案力、及び充実した海外ネットワーク等のサービスインフラにあります。本株式移転により、中堅中小規模の顧客に対しても従来以上の技術提案力とサービスインフラの一段の活用によるサプライチェーン・マネジメント・サービスの提供により取引の拡大を目指します。

情報システム、物流等の機能の効率化・合理化による生産性・経営効率の向上

両社の情報システム・物流等の機能を出来る限り効率化・合理化し、顧客のニーズへの対応力アップ・物流の効率化・業務自動化の推進により生産性及び経営効率の一層の向上を目指します。

組織・人材の融合による経営基盤の強化

統合目的に沿った組織力の強化を図り、海外を含む人材の交流による個々の社員のポテンシャルの最大活用を目指します。

(3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

本株式移転の方法

新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とし、当社及び富士エレクトロニクスを株式移転完全子会社とする共同株式移転となります。

なお、共同持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規に上場申請を行う予定であり、上場日は共同持株会社の設立日である平成27年4月1日を予定しております。また、本株式移転により、当社及び富士エレクトロニクスの株式につきましては、平成27年3月27日をもって上場廃止となる予定です。

本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

()本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	富士エレクトロニクス
株式移転比率	2.5	1

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.5株、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。なお、本株式移転により100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 58,643,207株

上記は当社の発行済株式総数18,110,252株(平成26年9月末時点)、富士エレクトロニクスの発行済株式総数16,320,828株(平成26年8月末時点)に基づいて算出しております。但し、両社は、共同持株会社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで、それぞれが保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、当社の有する自己株式数377,647株(平成26年9月末時点)、富士エレクトロニクスの有する自己株式数2,009,133株(平成26年8月末時点)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに当社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

()本株式移転の日程

平成26年10月27日	統合契約書締結及び株式移転計画承認取締役会(両社)
平成26年10月27日	統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)
平成26年10月28日	臨時株主総会基準日公告日(両社)
平成26年11月11日(予定)	臨時株主総会基準日(両社)
平成26年12月26日(予定)	株式移転計画承認臨時株主総会(両社)
平成27年3月27日(予定)	東京証券取引所上場廃止日(両社)
平成27年4月1日(予定)	共同持株会社設立登記日(効力発生日)
平成27年4月1日(予定)	共同持株会社新規上場日

ただし、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

()株式移転計画の内容

両社が平成26年10月27日付で作成した本株式移転計画の内容は、別紙「株式移転計画書」のとおりです。

(4)本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

上記2.(3)(i)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当社はS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)を、富士エレクトロニクスは大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、それぞれ第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼いたしました。両社は、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記2.(3)(i)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

算定に関する事項

()算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関であるS M B C日興証券及び富士エレクトロニクスの第三者算定機関である大和証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

()算定の概要

S M B C日興証券は、株式移転比率の算定について、両社が証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用するとともに、両社ともに比較可能な上場類似会社が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に両社について将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。各算定手法における算定結果は下記のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、当社の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1 : 2.349～2.503
類似会社比較法	1 : 2.165～3.324
D C F 法	1 : 2.141～3.468

なお、市場株価法については、株式移転比率算定書作成日の前営業日である平成26年10月24日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日までの1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間における取引日の終値平均株価、並びに富士エレクトロニクスによる「平成27年2月期 第2四半期決算短信」が公表された平成26年10月7日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を採用しております。

S M B C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、当社及び富士エレクトロニクスから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。S M B C日興証券は、当社及び富士エレクトロニクス並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。S M B C日興証券は、提供された当社及び富士エレクトロニクスそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社及び富士エレクトロニクスそれぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。S M B C日興証券の算定は、平成26年10月27日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

また、S M B C日興証券は下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社取締役会からの依頼に基づき、平成26年10月27日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本株式移転比率が、当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

一方、大和証券は、株式移転比率の算定について、両社が証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用するとともに、両社ともに比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に両社について将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するDCF法による算定を行いました。各算定手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、当社の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1 : 2.329 ~ 2.510
類似会社比較法	1 : 2.063 ~ 3.119
D C F 法	1 : 2.284 ~ 3.616

なお、市場株価法については、株式移転比率算定書作成日の前営業日である平成26年10月24日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価、並びに富士エレクトロニクスによる「平成27年2月期 第2四半期決算短信」が公表された平成26年10月7日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を採用しております。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、富士エレクトロニクス及び当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、富士エレクトロニクス及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された富士エレクトロニクス及び当社それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、富士エレクトロニクス及び当社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、富士エレクトロニクスの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。大和証券の算定は、平成26年10月27日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

また、大和証券は下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、富士エレクトロニクス取締役会からの依頼に基づき、平成26年10月27日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本株式移転比率が、富士エレクトロニクスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を富士エレクトロニクスに提出しております。

共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規に上場申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立日である平成27年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成27年3月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、両社とも東京証券取引所の各規則により決定されます。

公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

() 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、上記2.(4)に記載のとおり、第三者算定機関としてS M B C日興証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当社は、第三者算定機関であるS M B C日興証券の分析及び意見を参考として富士エレクトロニクスとの交渉・協議を行い、上記2.(3) (i)記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成26年10月27日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、当社はS M B C日興証券から平成26年10月27日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当社の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

() 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会における意思決定に係る手続の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当社の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、富士エレクトロニクスは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

() 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

富士エレクトロニクスは、本株式移転の公正性を担保するために、上記2.(4)に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。富士エレクトロニクスは、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考として当社との交渉・協議を行い、上記2.(3) (i)記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成26年10月27日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、富士エレクトロニクスは大和証券から平成26年10月27日付にて、本株式移転における株式移転比率は、富士エレクトロニクスの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

() 独立した法律事務所からの助言

富士エレクトロニクスは、富士エレクトロニクスの取締役会における意思決定に係る手続の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、富士エレクトロニクスの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、当社と富士エレクトロニクスとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社の概要（予定）

・商号	マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 (英文社名: MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.)
・本店の所在地	神奈川県横浜市
・代表者の氏名	取締役会長 神山 治貴 取締役副会長 息栖 邦夫 代表取締役社長 中島 潔 代表取締役副社長 息栖 清
・資本金の額	100億円
・純資産の額	現時点では確定しておりません。
・総資産の額	現時点では確定しておりません。
・事業の内容	半導体・集積回路等の電子部品の輸出入、販売等を行う会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務

(6) その他

なお、本件経営統合は、今後の株主総会の承認等、当該株式移転に関する諸条件が充足されること、並びにその他当該株式移転に支障をきたす重要な事由が発生しないことを前提とします。

以上